

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

| 分野 | 施策 (主要な政策) | 下位レベルの施策 | 政策の有効性等を測定するために用いる情報 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|------------------|---|--|-------|--|---------------------------|--------------------|---|-----|---|----------------------|----------------------|---|------------------------|-------|--|---|
| | | | あらかじめ目標(値)を設定した指標 | 区分 | 目標(値) | 目標年度 | 指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方 | 参考となる指標その他の参考となる情報 | | | | | | | | | | |
| 情報通信 (ICT政策) | <p>【政策 13】 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>【基本目標】 電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。</p> <p>【評価方式】 実績評価方式</p> <p>評価実施年度</p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td>-</td></tr> <tr><td>H22</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>-</td></tr> </table> <p>(第3期基本計画期間中)</p> | H20 | - | H21 | - | H22 | | H23 | - | H24 | - | 電気通信事業における公正競争ルールの整備 | 電気通信市場における公正競争の確保・促進 | P | 電気通信事業分野における競争状況の評価を実施 | 22 年度 | 電気通信事業分野における競争状況の評価を実施するため、電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する基礎的調査研究を実施する。 | 電気通信事業の健全な発達及び低廉で多様・高度なサービスの提供の状況を間接的に測る、電気通信事業に関する多種多様な情報（電気通信事業者数の推移、ブロードバンド契約者数の推移、電気通信サービスの料金の推移） |
| | | H20 | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H21 | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H22 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H23 | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| H24 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P | 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施 | 22 年度 | 電気通信事業における料金算定等に係る政策の検討に資するため、国内外の電気通信市場の動向及び既存の制度の在り方等について調査を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| P | 電気通信番号政策に関する調査研究の実施 | 22 年度 | 電気通信番号の有効利用及び利用者利便の確保のため、諸外国の番号政策の動向及び電気通信番号の在り方について、調査を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電気通信分野の消費者行政の推進 | 改正特定電子メール法の適切な執行 | P | 特定電子メール送信適正化業務委託先より報告される悪質な送信者等に対し警告メールを发出 | 22 年度 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第3条、第4条及び第5条に基づき実施する。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 警告メールに従わない者に対する報告徴収等の実施（可能なものから随時） | 22 年度 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条に基づき実施する。 | | | | | | | | | | | | |

| 分野 | 施策 (主要な政策) | 下位レベルの施策 | 政策の有効性等を測定するために用いる情報 | | | | | |
|-------------|---------------|-----------|----------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|---|--|--------------------|
| | | | あらかじめ目標(値)を設定した指標 | 区分 | 目標(値) | 目標年度 | 指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方 | 参考となる指標その他の参考となる情報 |
| 情報通信(ICT政策) | | | | | 警告メールに従わない者への措置命令の発出(可能なものから随時) | 22年度 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第7条に基づき実施する。 | |
| | | | | | 措置命令に従わない者への刑事告発(可能なものから随時) | 22年度 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第34条、第35条及び第37条に基づき実施する。 | |
| | | | | | 迷惑メール対策に係る研究開発等の状況の公表等 | 22年度 | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づき実施する。 | |
| | | | 事業者によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進 | P | 関係法令・ガイドラインに基づく事業者の適切な対応の支援 | 22年度 | 違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインはすでに整備されているところ、これらに基づき具体的な措置を講じる場面での支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されると考え、目標として設定する。 | |
| | インターネットの高度化 | IPv6の普及状況 | C | 平成18年度と比較した我が国のIPv6アドレスブロック割振数等の増加 | 22年度 | 本施策の実現に貢献するIPv6利用普及促進の状況を評価するには、我が国へのIPv6アドレスブロックの割振数等の増加により把握することが有効であることから、本指標により本施策の進行管理をする。 | IPv6利用状況 IPv6テストベッドを活用した人材育成等の実施状況 | |

| 分野 | 施策 (主要な政策) | | 政策の有効性等を測定するために用いる情報 | | | | | |
|-------------|------------------------------------|--|------------------------------------|-----------------------------|----------|--|--|--------------------|
| | | | あらかじめ目標(値)を設定した指標 | 区分 | 目標(値) | 目標年度 | 指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方 | 参考となる指標その他の参考となる情報 |
| | | | | | | | | |
| 情報通信(ICT政策) | | | | | | | 【指標の現況】 我が国のIPv6ブロック割振数...144(平成21年末時点) (参考)18年度末...96 | |
| | | | トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度 | P | 実証実験等の実施 | 23年度 | 社会インフラであるインターネットの混雑緩和と安定的な利用を可能とするため、ネットワーク上の位置情報やキャッシュ等を活用するソフトウェア開発等に係る実証実験の状況の指標により本施策の進行管理をする。 | |
| | 情報セキュリティの強化 | | | | | | 「情報セキュリティの高度化等に関する調査研究」に係る政策目標の実現への貢献の状況を示す緊急対応体制の強化並びに電子署名及び認証業務の普及状況等の指標により、本施策の進行管理をする。 | |
| | 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策についての目標達成度 | | | | | | | |
| | ・電気通信事業における情報セキュリティマネジメントの強化 | | P | 電気通信事業における情報セキュリティマネジメントの普及 | 22年度 | 電気通信事業における情報セキュリティマネジメントの普及に向けた方策の検討を実施する。 | | |
| | 電子署名及び認証業務の普及についての目標達成度 | | | | | | | |

| 分野 | 施策 (主要な政策) | 下位レベルの施策 | 政策の有効性等を測定するために用いる情報 | | | | | |
|--|---------------|-------------|----------------------|----|-------|--------------------|---|---------------------------|
| | | | あらかじめ目標(値)を設定した指標 | 区分 | 目標(値) | 目標年度 | 指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方 | 参考となる指標その他の参考となる情報 |
| | | | 情報通信(ICT政策) | | | ・認定認証業務に係る電子証明書の枚数 | C | 30万枚以上 |
| ・国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施回数 | P | 講演活動の実施4回以上 | | | | 22年度 | 【指標の現況】 国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施回数... 講演会の実施5回(平成21年度予定) | ・電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動 |
| マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度 | C | 実証実験の実施 | | | | 23年度 | 本施策は、「セキュアジャパン2009」にも位置づけられている「対策が困難な個人も含めた情報セキュリティ水準向上に向けた取り組み」として実施する。実証実験の実施状況の指標により本施策の進行管理をする。 | 実験に参加しているISP数 |
| 情報セキュリティサポータの育成、地域団体ネットワークの実現促進に関する目標達成度 | | | | | | | 本指標は、「情報セキュリティ基本計画」において2011年までの重点政策とされている「(略)一般利用者のセキュリティレベルを効果的に上げるために、質問への適切なアドバイスや訪問対応を行えるサポータの育成、地域団体ネットワークの実現を促進」を具体化したもの。 | |
| ・情報セキュリティサポータの人数 | C | 1000人 | | | | 24年度 | 【指標の現況】 サポータの人数300人 (平成22年1月現在) | 地域団体によるサポータ講習の実施回数 |
| ・情報セキュリティサポータをとりまとめる地域 | C | 50団体 | | | | 24年度 | 【指標の現況】 地域団体の数:20団体 (平成22年1月現在) | サポータ及び協働地域団体の地域分布 |

| 分野 | 施策 (主要な政策) | 下位レベルの施策 | 政策の有効性等を測定するために用いる情報 | | | | 参考となる指標その他の参考となる情報 |
|-------------|---------------|-----------|---------------------------------------|----|-------|---|--|
| | | | あらかじめ目標(値)を設定した指標 | 区分 | 目標(値) | 目標年度 | |
| 情報通信(ICT政策) | | 基準認証制度の推進 | 団体の数 | | | | |
| | | | 基準認証制度に関する政策立案等に資する調査研究等の進捗度 | | | | 本施策は、基準認証制度に関する調査研究等を実施することにより、無線通信機器等の基準認証制度に係る政策立案等に資する。 |
| | | | P 特定無線設備等に係る市場調査の実施 | | 22年度 | 【指標の現況】 67台の機器を選定し特定無線設備等に係る市場調査を実施した(平成20年度)。 | |
| | | | P 相互承認協定(MRA)推進のための各国基準認証制度調査及び研修会の実施 | | 22年度 | 【指標の現況】 ・カナダをはじめ10の国等の基準認証制度の調査を実施した(平成20年度)。 ・MRA国際研修会を開催した(平成20年度)。 | |

<平成21年度目標設定表との主な変更点>

- ・下位レベルの施策「インターネットの高度化」において、平成21年度目標設定表にあった指標「ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証」を、より適当な名称である「トラヒック集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度」に変更。
- ・下位レベルの施策「情報セキュリティの強化」において、平成21年度目標設定表にあった指標「サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化」を「電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントの強化」に変更。この変更は、次の2点を踏まえたもの。
平成21年度に電気通信事業者におけるサイバー攻撃対応演習の主体が国から民間団体に移行されたことにより、今後は国の施策としてではなく、民間団体において演習が継続して実施されることとなったこと。
その一方で、「電気通信事業者における緊急体制の強化」という観点では、電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントを強化することは重要であるため、「電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントの強化」に対する政策を実施する必要があること。
- ・新たに、「情報セキュリティサポータの育成、地域団体ネットワークの実現促進に関する目標達成度」を追加。この追加は、昨今、情報セキュリティの対策手法や必要性については十分な知識を有しない利用者が、悪意の第三者の踏み台となって他者への攻撃活動を行うなど社会経済活動に対して悪影響を及ぼしているという問題に対して、国民全体の情報セキュリティ水準の底上げを行うためのもの。